

○北海道警察高速道路交通警察隊運営規程実施細目の制定について

令和5年5月22日

道本高速第699号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
北海道警察高速道路交通警察隊運営規程実施細目については、これまで「北海道警察高速
道路交通警察隊運営規程実施細目の制定について」（令2. 3. 23道本高速第4178号。以下
「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、警察本部高速道路交
通警察隊による交通法令違反等事件の送致等について見直しを行い、令和5年5月22日から別
添のとおり取り扱うこととしたので、その適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付で廃止する。

別添

北海道警察高速道路交通警察隊運営規程実施細目

第1 趣旨

この細目は、北海道警察高速道路交通警察隊運営規程（平成19年警察本部訓令第3号。以下「訓令」という。）第23条の規定に基づき、警察本部及び方面本部に置く高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営に関して、細目的事項を定めるものとする。

第2 任務

訓令第3条第1項第4号に規定する任務には、次に掲げる事務が含まれる。

- (1) 高速道路における交通事故に係る免許の効力の仮停止に関すること。
- (2) 高速道路系波に係る無線の統制及び警察に通報される非常電話の受理に関すること。

第3 勤務活動方法

1 相互の連携

高速隊に勤務する警察官（以下「隊員」という。）は、訓令第3条に規定する任務を遂行するに当たっては、次に掲げる事項に配意して勤務しなければならない。

ア 高速隊は、相互に連携して高速道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図ること。

イ 高速隊の管轄の境界付近で発生した事故、事件等で、発生地を管轄する高速隊以外の隊員が認知したときは、当該隊員が所属する高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）の承認を得て、発生地を管轄する高速隊への迅速かつ積極的な応援を図り、当該高速隊長の指揮の下、連携して事案処理に当たること。

ウ 隣接する分駐所は、次に掲げる場合にあっては、発生地を担当する分駐所の責任者の意見を徴した上、高速隊長の承認を得て、当該分駐所の担当区域内に入り、事案の一体的対応を図ること。

(ア) 多重重大事故等特異重大な交通事故が発生し体制を強化する必要がある場合

(イ) 夜間における交通事故の発生等受傷事故防止等を図る上で体制を強化する必要がある場合

(ウ) 吹雪、豪雨等の影響により交通事故の多発が予想される場合

(エ) その他一分駐所の体制では対応が困難と認められる事案が発生した場合

2 異常気象時における活動要領

著しい濃霧、吹雪、暴風雨等が発生し、又は発生のおそれがある場合で交通障害が予測されるときは、次に掲げる方法により活動すること。

ア 隊本部は、現地からの情報聴取体制に万全を期するとともに、道路管理者等との連携を強化し、速やかに必要な措置を講ずること。

イ 隊本部は、必要と認められる区間に対し隊本部及び分駐所の交通取締用無線自動車又は交通事故捜査用自動車（ウの事項において「高速隊車両」という。）の集中的な投入を図り、車列の先頭誘導、パーキングエリア及びサービスエリアへの退避誘導又は高速道路からの流出の誘導についての必要な措置を指示すること。

ウ イの事項の誘導を行う場合においては、高速隊車両の赤色灯を点灯（必要に応じて前照灯も同時に点灯）させ、また、高速隊車両を停止させる必要があるときは、赤色灯及び非常点滅灯を点灯させるほか、追突事故防止用の資器材を配置して危険防止に万全を期すること。

エ 通行車両をインターチェンジ等から流出させるため本線車道においてバリアー（車線を規制し強制的にインターチェンジ等へ流出させる方法をいう。以下この事項において同じ。）を実施する場合は、天候及び路面状況に常に配意し、天候悪化等に伴う同一場所でのバリアーの実施が危険と判断されるときは、速やかに移動措置を講ずること。

3 追跡

逃走車両の追跡は、次に掲げる場合を除き、高速道路（インターチェンジブース内側までの範囲をいう。）以外での追跡は行わないこと。

ア 警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号。4の(1)の事項において「規範」という。）第2条第2項に規定する凶悪な犯罪等の犯人（指名手配被疑者を含む。）が乗車している可能性が極めて高い場合

イ その者の逃走を継続させることによって、人の生命若しくは身体に重要な危険が及ぶことが予想される場合又は以後の捜査に重大な支障を及ぼすおそれがある場合

4 拳銃の携帯等

(1) 交通乗車服を着用して勤務する隊員（中隊長を除く。）は、規範第11条第2項の規定により、拳銃を携帯するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りではない。

ア 隊本部の事務室で勤務する場合

イ その他高速隊長の指示があった場合

(2) 隊員は、次に掲げる場合にあっては、身体防護機材を確実に着用すること。

ア 銃器や刃物等凶器を使用して行われた犯罪の緊急配備に従事する場合で、高速隊長の指示があったとき。

イ 警察官に対する攻撃があらかじめ予想される者を対象とした犯罪捜査その他の職務に従事する場合で、高速隊長の指示があったとき。

5 受傷事故防止

高速隊長は、高速道路上における活動の特異性及び危険性から、隊員の受傷事故防止について最大限に配意し、また、活動に当たる隊員自身についても、受傷事故防止の基本を遵守した活動を徹底して、受傷事故防止に万全を期すこと。

6 臨時交通規制

(1) 分駐所の責任者は、交通の安全と円滑を害するおそれのある事案を認知した場合は臨時交通規制の要否について直ちに高速隊長に報告すること。

(2) 前事項の報告を受けた高速隊長は、臨時交通規制を要すると判断した場合には、速やかに所要の交通規制を実施すること。

(3) 高速隊長は、臨時交通規制の措置を講じた場合は、道路管理者及び公益財団法人日本道路交通情報センターに対し高速隊が講じた措置を通報するとともに、高速道路への流入抑制について必要な措置を講ずることを求めること。

第4 教養訓練

1 訓令第13条に規定する教養訓練の実施に当たっては、高速道路の特殊性を十分に踏まえて行うこと。

2 高速隊長は、高速隊に初めて配置された隊員に対し訓令第13条第1項に掲げる教養訓練（次事項及び4の事項において「初任訓練」という。）を実施しなければならない。

3 高速隊長は、初任訓練を終えた隊員以外は、機動警ら及び交通事故捜査勤務に就かせ

てはならない。

4 初任訓練は、次に掲げるところにより行うものとする。

期 間 \ 区 分	訓 練 種 別	勤 務 要 領
第1期(7日間以内)	基礎教養訓練	原則として運転禁止
第2期(10日間以内)	運転技能基礎訓練	訓練後運転に従事させるが追尾禁止
第3期(30日間以内)	実践的応用訓練	訓練後取締りを実施させるが追跡禁止

5 初任訓練に関する細目的事項は、別に定める。

第5 交通法令違反等事件処理の特例

- 1 高速隊が取締りをした管轄区域外に係る交通反則行為の処理にあつては当該高速隊が行い、当該高速隊が所在する警察本部又は方面本部の交通反則通告センターに關係書類を送付するものとする。
- 2 警察本部高速道路交通警察隊が捜査した旭川方面本部の管轄区域内に係る交通法令違反事件及び交通事故事件の送致については、警察本部高速道路交通警察隊が札幌地方検察庁又は札幌区検察庁に対して行うものとする。

第6 警察本部高速道路交通警察隊長による指示

- 1 警察本部高速道路交通警察隊長は、訓令第22条第2項に規定する高速道路における緊急かつ現場的な指示を要すると認めるときは、高速道路を管轄する方面本部の交通課長及び釧路方面本部十勝機動警察隊長（2の各事項において「關係交通課長」という。）に対し次に掲げる事案について必要な指示をすることができる。
 - (1) 高速道路において発生した死傷者多数の交通事故又は自動車の横転等により道路が閉鎖された事案
 - (2) 高速道路における著しい交通渋滞事案
 - (3) 高速道路において発生した火災、爆発、積荷の散乱及び流出等により交通の安全と円滑を害するおそれのある事案
 - (4) 高速道路における暴風、豪雨、濃霧、降雪、凍結、道路損壊等により交通の安全と円滑を害するおそれのある事案
 - (5) 高速道路以外の場所において発生した前各事項に係る事案で、高速道路における交通の安全と円滑を害するおそれのある事案
 - (6) ひき逃げ事件、あて逃げ事件その他交通法令違反事件で、被疑者が高速道路を逃走中であると認められる事案
 - (7) その他高速道路における交通の安全と円滑を害するおそれのある事案で、緊急かつ現場的な措置を要すると認められる事案
- 2 1の事項に掲げる事案の発生に際し、警察本部高速道路交通警察隊長の行う指示は、次に掲げる範囲とするものとする。この場合において、必要があると認めるときは、高速道路上における活動についても指示することができる。
 - (1) 高速道路における交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、自動車の流入の制限、通行方法の変更、通行の禁止その他高速道路の交通規制について、關係交通課長に対し指示をすること。
 - (2) 捜査及び処理について、発生地を管轄する方面本部への応援を必要と認めるときは、關係交通課長に対して応援派遣の指示をすること。
 - (3) 1の(6)の事項の事案の発生に際し、高速道路において自動車検問、検索等の措置が必要と認めるときは、關係交通課長に対し指示をすること。

- 3 警察本部高速道路交通警察隊長は、引き続き広域的な警察活動に係る指示を行う必要があると認めるときは、速やかにその旨を交通部長又は高速道路を管轄する方面本部長に報告すること。